

告
示

埼玉県告示第千三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、北武蔵用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和六年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

[illegible]

理事	大野久直	埼玉県児玉郡美里町大字猪俣九十番地
同	杉田巳憲	同 同 甘粕六百九十二番地
監事	浅見英男	同 大里郡寄居町大字末野千四百二十番地
同	田島徳重	同 同 用土五千九百七十九番地
同	根岸哲男	同 二 児玉郡美里町大字中里三百七十九番地二
同	酒井泰典	同 大里郡寄居町大字寄居三百八十五番地四